

# 実績評価書

(厚生労働省1(Ⅲ-3-2))

施策目標名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること							
施策の概要	労働者災害補償保険法第29条に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事業、 などの諸事業を行うもの。 ただし、③については、未払賃金立替払事務実施費についてのみ本シートの評価対象とする。							
施策実現のための背景・課題	1	被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、被災労働者の援護及び円滑な社会復帰の促進を図ることが重要であるため。						
各課題に対応した達成目標			達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由				
	目標1  (課題1)	義肢、車いす等に係る費用の迅速な支給、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。		・被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためにには、労災保険給付を補完するものとして義肢・車いす等に係る費用など必要な費用を迅速に支給すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・なお、社会復帰促進等事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 未払賃金立替払事務実施費 特定疾病アフターケア実施費				
	目標2  (課題2)	迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。		・被災労働者及びその遺族の援護を図るためにには、労災保険給付を補完するものとして学資の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費				
施策の予算額・執行額等			区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	40,436,184	153,226,801	147,269,661	142,858,589	139,364,068	
		補正予算(b)	352,240	0	0	0	3,057,131	
		繰越し等(c)	48,365	387,043	696,598	-19,706,380		
		合計(a+b+c)	40,836,789	153,613,844	147,966,259	123,152,209		
	執行額(千円、d)	39,261,163	134,504,384	132,189,008	131,437,626			
施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	-		-		-			

達成目標1について		義肢、車いす等に係る費用の迅速な支給、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。						
測定指標		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
		四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進すべく、医療リハビリセンターで専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能状態となる患者の割合を増やす必要があるため。						
測定指標		基準値						
		平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	毎年度
		89%	93%	89%	89%	87%	92%	80%
測定指標		年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
		アフターケアの健康管理手帳の交付及び通院費については、症状固定後も後遺症状に動搖をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れのある20の傷病を対象として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進する観点から医療機関での診察や薬剤の支給及び検査等に必要な経費を支給しているところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。						
測定指標		基準値						
		平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	毎年度
		88%	92%	88%	87%	82%	80%	80%
測定指標		年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	

測定指標	達成目標2について 迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		未払賃金立替払は、労働者から請求があつた際に審査し支給する事業であり、迅速に処理することが労働者及びその家族の生活にとって必要であるため、目標値は、事業の実施主体である独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(平成26年度～平成30年度)と同一としている。 ※目標値については、5年度ごとに独立行政法人労働者健康安全機構と調整した上で設定している。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成20年度～平成24年度の平均	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	毎年度		
		21.8日	15.8日	16.6日	19.5日	16.3日	16.5日	25日		○
		年度ごとの目標値		25日	25日	25日	25日	20日		
測定指標	指標4 労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		労災特別介護施設は在宅での介護が困難な被災労働者に対し専門的な介護サービスを行う施設であり、入居者が満足できるサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	毎年度		
		93.5%	93%	94%	92%	95%	95%	90%	○	○
		年度ごとの目標値		90%	90%	90%	90%	90%		
測定指標	指標5 労災就学援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		労災就学援護経費は支給対象者等から申請があつた際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	毎年度		
		85.5%	85%	86%	88%	89%	87%	80%		○
		年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	80%		
測定指標	指標6 労災保険指定医療機関数(アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的な負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	毎年度		
		42,266	41,731	42,266	42,845	43,380	43,738	前年度以上		
		年度ごとの目標値		前年度(41,102)以上	前年度(41,731)以上	前年度(42,266)以上	前年度(42,845)以上	前年度(43,380)以上		○

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②【目標達成】
	総合判定	<p>(判定結果) A【目標達成】</p> <p>(判定理由) 指標1～指標6について、いずれも目標を達成していることから、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ効率的に実施されており、目標を達成しているものと判定した。</p>
評価結果と今後の方向性	施策の分析	<p>(有効性の評価)</p> <p>指標1については、            ・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。            ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピューター操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。            ・頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ。            以上の取組等により、本施策は有効に機能していると評価できる。</p> <p>指標2については、アフターケア制度により、症状固定後も後遺症状に動搖をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れのある傷病を対象に医療機関での診察等に必要な経費を支給することで被災労働者の社会復帰の促進に寄与しているところであるが、当該制度の対象となる者に迅速に健康管理手帳の交付等を行うことができており、本施策は有効に機能していると評価できる。</p> <p>指標3については、原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人との事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均20日以内」の目標が達成できており、本施策は有効に機能していると評価できる。</p> <p>指標4については、目標を達成していることから、事業の実施に当たり、満足度の高いサービスを提供するために、利用者に対する有用度調査結果を国から受託者に提供し、受託者においてその結果を業務に反映させ、より効果的な施設介護を行っていることは、有効に機能していると評価できる。</p> <p>指標5については、労災就学援護制度により、被災労働者やその遺族のうち、学資等の支弁が困難であると認められる者を対象に、労災就学援護費として援護費を支給することで被災労働者及びその遺族の援護を図り、労働者の福祉の増進に寄与しているところであるが、当該制度の対象となる者に迅速に援護費の支給決定等を行うことができており、本施策は有効に機能していると評価できる。</p> <p>指標6については、本援護事業により、被災労働者が経済的な負担を被ることなく療養(補償)給付を受けられるよう、療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関の負担軽減に寄与しているところであるが、本事業の結果、労災保険指定医療機関を増加させることができており、本施策は有効に機能していると評価できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>指標1については、当該事業は四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺を対象として、社会復帰はもちろん社会生活の維持までを視野に入れ、療養者としてではなく、個々の障害のレベルにふさわしい生活者としてのゴールを目指す包括的リハビリテーション治療を提供することを目的としていることから、効率性の判断にはなじまない。</p> <p>指標2については、平成30年度末にアフターケア通院費の支給対象が拡大されたことにより例年と比較して支給可否の判断が困難となる請求が増えたと考えられる中で、前年度と同水準の実績を維持していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</p> <p>指標3については、未払賃金立替払事業補助金は立替払の原資であることから、いずれも労働者とその家族の生活のセーフティネットとしての機能に万全を期すために必要不可欠である。労働者健康安全機構において、破産管財人等を対象に、未払賃金立替払制度に係る留意事項の説明等を行う研修会を開催する等により、手続の迅速化や機構による審査業務の効率化を図っている。</p> <p>指標4については、平成29年度からの3か年契約による委託事業であり、経費は横ばいとなっているが、高水準を維持しつつ、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</p> <p>指標5については、全国の都道府県労働局において統一的かつ迅速・適正に援護費を支給できるよう、平成30年度末に通達改正を行うこと等により、継続的に目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</p> <p>指標6については、令和元年度における本事業への補助金は平成30年度より約5億円減少している中で、引き続き遅滞なく貸付事業を行うことにより、労災保険指定医療機関が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</p> <p>(現状分析)</p> <p>指標1～指標6について、それぞれ令和元年度まで順調に目標を達成しており、現行の取組が着実に成果を上げていると考えられるため、今後とも有効かつ効率的な業務運営を実施し、被災労働者等の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業を適正に取り組むことが必要である。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>指標1～指標6について、それぞれ順調に推移していることから、引き続き、各施策を適切に実施し、被災労働者等の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業の適正な取組に努めることとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用

有識者会議WG後に記載しますので、現時点での記載は不要です。

参考・関連資料等	関連法令 労災保険法第29条(右記検索サイトから検索できます) URL <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> 労働者災害補償保険事業年報 URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/hoken-jigyo/gaiyou/h30_nenpou.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/hoken-jigyo/gaiyou/h30_nenpou.html</a> 関連事業の行政事業レビューシート URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_3-3-2_saisyu.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_3-3-2_saisyu.html</a>
----------	---

担当部局名	労働基準局 総務課過労死等防止対策推進室 監督課 労災管理課 補償課 安全衛生部計画課 人材開発統括官特別支援室	作成責任者名	総務課長 石垣 健彦 監督課長 尾田 進 労災管理課長 山田 敏充 補償課長 西村 斗利 計画課長 小宅 栄作 特別支援室長 吉岡 勝利	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--	--------	---	----------	--------